

専 決 処 分 報 告

次の事件は、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、教育委員会に報告し、承認を求める。

令和7年5月22日提出

芦屋市教育長 野 村 大 祐

記

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱について

処分理由

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の辞退に伴い、新たに委員を委嘱する必要が生じたが、急施を要したので専決処分したもの。

専決第12号

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱について

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員を委嘱することについて、芦屋市教育委員会委任規則第5条の規定により、専決処分する。

令和7年5月16日

芦屋市教育長 野 村 大 祐

1 委嘱する委員

区分	ふりがな 氏 名	性別	出身団体等の 名称及び役職	満年齢	通算在任 期間
社会 教育	みぞぐち 溝口 正	男	芦屋市P T A協議会書記	[REDACTED]	0 年

2 任 期 令和7年5月16日から令和8年3月31日まで

3 根 拠 法 令 芦屋市放課後プラン（子ども教室型放課後対策）事業実施要綱
第7条～第9条

芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員名簿

<参考>

順不同

新										旧									
任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日（任期1年）										任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日（任期1年）									
区分	性別 氏 名	満年齢 (※1)	出 身 名	姓 名	性別 氏 名	満年齢 (※1)	出 身 名	姓 名	性別 氏 名	満年齢 (※1)	出 身 名	姓 名	性別 氏 名	満年齢 (※1)	出 身 名	姓 名	性別 氏 名	満年齢 (※1)	
学校関係	男 浅野 晴司	1月	芦屋市立山手小学校長	井岡 幸一	男	R7.5.8議決済	学校関係	井岡 幸一	男	R7.5.8議決済	芦屋市立山手小学校長	井岡 幸一	男	R7.5.8議決済	学校関係	井岡 幸一	男	R7.5.8議決済	
地域関係	女 柳生 加代子	5年6月	子どもも教室関係者	柳生 加代子	女	R7.3.27議決済	地域関係	柳生 加代子	女	R7.3.27議決済	子どもも教室関係者	柳生 加代子	女	R7.3.27議決済	地域関係	柳生 加代子	女	R7.3.27議決済	
地域関係	女 河合 依三香	1月	芦屋市自治会連合会 理事	河合 依三香	女	R7.3.27議決済	地域関係	河合 依三香	女	R7.3.27議決済	芦屋市自治会連合会 理事	河合 依三香	女	R7.3.27議決済	地域関係	河合 依三香	女	R7.3.27議決済	
社会教育	女 越野 駿子	1年1月	芦屋市ヨコハマ連絡協議会 副会長	越野 駿子	女	R7.3.27議決済	社会教育	越野 駿子	女	R7.3.27議決済	芦屋市ヨコハマ連絡協議会 副会長	越野 駿子	女	R7.3.27議決済	社会教育	越野 駿子	女	R7.3.27議決済	
社会教育	男 瀬口 正	0年	芦屋市PTA協議会 書記	瀬口 正	女	R7.3.27議決済	社会教育	瀬口 正	女	R7.3.27議決済	芦屋市PTA協議会 書記	瀬口 正	女	R7.3.27議決済	社会教育	瀬口 正	女	R7.3.27議決済	
社会教育	女 中村 覚子	1年6月	芦屋市青少年育成愛護委員会 副会長	中村 覚子	女	R7.3.27議決済	社会教育	中村 覚子	女	R7.3.27議決済	芦屋市青少年育成愛護委員会 副会長	中村 覚子	女	R7.3.27議決済	社会教育	中村 覚子	女	R7.3.27議決済	
社会教育	女 尾上 三奈子	9年1月	芦屋市子ども会連絡協議会 会長	尾上 三奈子	女	R7.3.27議決済	社会教育	尾上 三奈子	女	R7.3.27議決済	芦屋市子ども会連絡協議会 会長	尾上 三奈子	女	R7.3.27議決済	社会教育	尾上 三奈子	女	R7.3.27議決済	
学識	男 酒井 達哉	7年1月	武庫川女子大学教育学部 教授	酒井 達哉	男	R7.3.27議決済	学識	酒井 達哉	男	R7.3.27議決済	武庫川女子大学教育学部 教授	酒井 達哉	男	R7.3.27議決済	学識	酒井 達哉	男	R7.3.27議決済	
男童婦幼関係	女 池田 恵	3年1月	芦屋市民生児童委員協議会 民生委員・児童委員（主任児童委員）	池田 恵	女	R7.3.27議決済	男童婦幼関係	池田 恵	女	R7.3.27議決済	芦屋市民生児童委員協議会 民生委員・児童委員（主任児童委員）	池田 恵	女	R7.3.27議決済	男童婦幼関係	池田 恵	女	R7.3.27議決済	
行政関係	男 尾上 直希	1年9月	芦屋市教育委員会教育部学校教育室 学校教育課長	尾上 直希	男	R7.5.8議決済	行政関係	尾上 直希	男	R7.5.8議決済	芦屋市教育委員会教育部学校教育室 学校教育課長	尾上 直希	男	R7.5.8議決済	行政関係	尾上 直希	男	R7.5.8議決済	

※1 就任時点での満年齢になります。

参 照

芦屋市放課後プラン(子ども教室型放課後対策)事業実施要綱 拠点

(運営委員会)

第7条 この事業を円滑に運営するため、芦屋市放課後子どもプラン運営委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 事業の推進に関すること。
- (2) 事業における安全管理対策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業の円滑な実施に関し必要な事項

(組織)

第8条 運営委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校関係者
- (2) 地域関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 児童福祉関係者
- (6) 行政関係者

(任期)

第9条 委員の任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。